

## 介護老人福祉施設 新吉田 利用料金表(1日あたりの目安) ※地域区分2級地(10.72円/単位)

平成30年4月1日現在

項目	単位	金額(円)		備考	
		1割負担	2割負担		
介護報酬に係る費用	要介護1	636	682	1,364	ユニット型介護福祉施設サービス費
	要介護2	703	754	1,507	
	要介護3	776	832	1,664	
	要介護4	843	904	1,807	
	要介護5	910	976	1,951	
加算項目	初期加算	30	33	66	入所後30日間のみ
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	50	100	前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算
	個別機能訓練加算	12	13	26	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っている為の加算
	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	10	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	17	看護職員の数が入所者25人に対して1以上かつ看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21	23	45	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること及び夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しているための加算
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	257	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	215	430	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合
	栄養マネジメント加算	14	15	30	栄養ケア計画の作成、記録、見直しにかかる加算
	低栄養リスク改善加算※ひと月あたり	300	322	643	低栄養リスクの高い入所者に対して多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき定期的に食事の観察を行い当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合
	再入所時栄養連携加算	400	429	858	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
	療養食加算※1食あたり	6	6	13	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	褥瘡マネジメント加算※3月に1回	10	11	21	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理を行った場合
	排せつ支援加算※ひと月あたり	100	107	214	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
	経口移行加算	28	30	60	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合
	経口維持加算(Ⅰ)※ひと月あたり	400	429	858	著しい摂食機能障害があり誤嚥を認め(ビデオレントゲン造影等による確認)、経口維持計画を作成し管理を行った場合
	経口維持加算(Ⅱ)※ひと月あたり	100	108	216	摂食機能障害があり誤嚥を認め(水飲みテスト等による確認)、経口維持計画を作成し管理を行った場合
	口腔衛生管理体制加算(※月1回算定)	30	33	66	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う為の加算
	口腔衛生管理加算(※月1回算定)	90	96	193	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合※口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は算定しない
	外泊時費用	246	264	527	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定
	在宅復帰支援機能加算	10	11	21	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合
	在宅・入所相互利用加算	40	43	86	要介護3・4・5の方で在宅期間及び入所期間を定めて同一の個室を計画的に利用した場合
	退所前訪問相談援助加算	460	493	986	退所前1回(又は2回)を限度に相談援助等を行った場合
	退所前連携加算	500	536	1,072	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合
	退所時相談援助加算	400	429	858	退所時に相談援助等を行った場合
	退所後訪問相談援助加算	460	494	988	退所後1回を限度に相談援助等を行った場合
	看取り介護加算(Ⅰ)	144	155	310	常勤の看護師を1名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保していること。看取りに関する指針を定め、入所者又はその家族等の同意を得ていること。適宜、看取りに関する指針の見直しを行っていること。看取りに関する職員研修を行っていること。 (Ⅰ) … 看取り介護を行い、死亡日以前4日以上30日以下の間に算定 (Ⅱ) … 看取り介護を行い、死亡日の前日及び前々日に算定 (Ⅲ) … 看取り介護を行い、死亡日に算定
	看取り介護加算(Ⅱ)	680	729	1,458	
	看取り介護加算(Ⅲ)	1280	1,373	2,746	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	所定単位数に加算率8.3%を乗じた単位数

項目		金額(円)	備考	
居住費等	居住費 (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	1,970	第4段階の方	※入院等の理由により月7日以上外泊された場合、7日目から施設に戻る前日までの居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,310	第3段階の方	
		820	第2段階の方	
		820	第1段階の方	
	食費	1,380	第4段階の方	
		650	第3段階の方	
		390	第2段階の方	
		300	第1段階の方	
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			
	レクリエーション等にかかる物品代			
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費			
	売店購入代			

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第4段階 第1～3段階以外の方
- ・第3段階 市民税非課税世帯の方で下記第2段階以外の方、市民税課税層における特例減額措置が適用となる方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方